

東日本大震災により被害を受けられた方に対する救済措置について

県 税

東日本大震災（原子力発電所の事故を含む。）により住宅や家財などに被害を受けられた方は、個人県民税、不動産取得税等について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ 税目別の措置

・ 個人県民税

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。（令和12年12月31日まで）

・ 不動産取得税

東日本大震災により滅失・損壊した不動産（家屋及びその敷地である土地。以下同じ。）の所有者等が、令和9年3月31日（福島県内に所在し、または所在していたものについては令和11年3月31日）までに代替りの不動産を取得した次の場合には、被災不動産の面積相当分の不動産取得税が課税されません。

また、原子力発電所の事故による居住困難区域として公示された日に所在した不動産（家屋、その敷地である土地及び農用地）の所有者等が、同区域の指定解除の公示のあった日から3月（代替家屋の新築については1年）を経過する日までに取得した場合も、同様の措置が受けられます。

○ 納税の猶予（全税目）

県税を一時納めることができないときは、原則として1年以内に限り納税を猶予します。

市町村税

東日本大震災により住宅や家財などに被害を受けられた場合で、一定の要件に該当するときは、個人市町村民税、固定資産税・都市計画税について、次のような軽減措置等を受けられます。

○ 個人市町村民税

所有する居住用の家屋が東日本大震災により居住することができなくなった方が、住宅の再取得等をした場合には、住宅ローン控除の特例（住宅ローンの年末残高の限度額、控除率及び重複適用）について、所得税と同様に適用を受けることができます。

○ 固定資産税・都市計画税

東日本大震災により滅失・損壊した住宅の敷地で、住宅用地の特例の適用を受けていた土地のうち、市町村長が認める場合には、引き続き住宅用地の軽減措置を受けることができます。

また、被災住宅用地・被災家屋・被災償却資産の所有者等がその住宅用地等に代わるものとして取得等がなされたものと市町村長が認める場合には、それらに係る固定資産税等について、一定の軽減措置を受けることができます。

※ 詳しくは、各市町村の税務担当課にお問い合わせください。

産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための県税の特別措置 (課税免除) について

茨城県では、県内における産業活動の活性化と雇用機会の創出のため、県税の特別措置を設けています。

＜特別措置の概要＞

税 目	不動産取得税
対 象 地 域	茨城県内全域
対 象 法 人	以下に掲げる対象事業の用に供する事務所又は事業所を、茨城県内に新設又は増設し、県内で従業者^(注1)が5人以上^(注2)増加した法人 【対象事業】 製造業、情報通信業、情報通信技術利用業、運輸業、卸売業、学術・開発研究機関、電気・ガス・熱供給業（過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）に限る。）、旅館業、小売業（認定中心市街地等及び産業振興促進区域における大規模小売店舗で行うものに限る。）、植物工場（不動産取得税の課税対象となる家屋内において行う事業に限る。）、農林水産物等販売業（産業振興促進区域に限る。）等 ※ 次のものは対象となりません。 ・ 県税を滞納している法人 ・ 事務所等の増設が、県内事務所等の移転等によるもの（ただし、移転前の面積を超えるものについては対象） 注1） 雇用保険法に定める被保険者（日雇労働者及び短期雇用者等にかかる被保険者を除きます。）に限ります。 注2） 事務所等の増設が、茨城県有地、茨城県等の公共的団体が造成した工業団地等又は産業振興促進区域の区域内である場合は、5人未満であっても課税免除の対象となります。
特別措置の内容	事務所等の増設に係る家屋及びその敷地を含む一団の土地の不動産取得税を課税免除 ※ 免除割合は別記のとおりです。 ※ 土地については、取得の日から1年以内にその土地の上に家屋の建築着手があった場合で、かつその家屋が免除対象となる場合に限りします。
適 用 期 間	令和9年3月31日まで
申 告 手 続	不動産を取得した日から60日以内に、「課税免除申告書」を「不動産取得申告（報告）書」と併せて提出する。ただし、不動産を取得した日から60日以内に不動産登記法に規定する表示に関する登記又は所有権の登記を申請した場合には不動産取得申告（報告）書の提出は不要です。 課税免除の申告様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。 https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html#q11 

＜免除割合＞

○不動産取得税

〔家 屋〕

$$\frac{(\text{A}) \text{のうち自己の事業の用に供する部分の延べ面積}}{\text{取得した家屋の延べ面積 (A)}}$$

〔土 地〕

家屋の敷地を含む一団の土地全体

茨城県過疎地域等における県税の特別措置について

○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に係る県税の特別措置（課税免除）

茨城県では、本県の過疎地域のうち過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域（以下「産業振興促進区域」）内において、対象事業の用に供する設備を取得等し、次の要件に該当する場合は、県税の課税免除を受けることができます。

対 象 地 域	過疎地域（常陸太田市（旧水府村、旧里美村）※、潮来市（旧牛堀町）、常陸大宮市（旧御前山村、旧山方町、旧美和村、旧緒川村）、稲敷市、かすみがうら市（旧霞ヶ浦町）、桜川市、行方市、城里町（旧桂村、旧七会村）、大子町、河内町、利根町）の産業振興促進区域 ※過疎地域自立促進特別措置法の失効及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い過疎地域の対象外となった旧金砂郷町については、令和9年3月31日まで経過措置があります。			
対 象 事 業	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業、（個人事業に係る）畜産業、水産業			
適 用 要 件	・ 過疎地域持続的発展市町村計画に振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備を取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、建物及びその附属設備にあつては改修のための工事による取得又は建設を含む）し、以下の取得価額等の要件を満たした場合			
	事業の種類	資本金の規模	対象となる設備投資	取得価額
	製造業・旅館業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上
		5,000万円超1億円以下	新設又は増設のみ	1,000万円以上
		1億円超		2,000万円以上
	情報サービス業等・農林水産物等販売業	5,000万円以下（個人を含む）	取得等	500万円以上
		5,000万円超	新設又は増設のみ	
・ 畜産業又は水産業を行う個人について、当該事業を行う者又はその同居の親族の労力によってこれらの事業を行った日数の合計が当該年の延べ労働日数の1/3を超え、1/2以下である場合				
特 別 措 置 の 内 容	<法人事業税> 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除 <不動産取得税> 設備投資に係る家屋又はその敷地の取得に係る税額を免除 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。 <個人事業税> 設備投資に係る増加従業者数の割合に応じて、3年間免除（畜産業又は水産業の場合は、5年間免除） <県が課税する固定資産税> 設備投資に係る償却資産に係る税額を3年間免除 ※畜産業、水産業は個人事業税のみが特別措置の対象			
適 用 期 限	令和9年3月31日まで			

○ 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法に係る県税の特別措置（不均一課税）

茨城県では、本県の原子力発電施設等立地地域内において、対象事業の用に供する設備を新設又は増設し、次の要件に該当する場合は、県税を不均一課税（税率を軽減）します。

対象地域 (令和8年5月13日以降)	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、笠間市、ひたちなか市、常陸大宮市、那珂市、鉾田市、茨城町、大洗町、城里町、東海村、大子町
対象地域 (令和8年5月12日まで)	水戸市（旧内原町を除く）、日立市（旧十王町を除く）、常陸太田市（旧里美村、旧水府村を除く）、ひたちなか市、茨城町、大洗町、東海村、那珂市、常陸大宮市（旧大宮町）、鉾田市（旧旭村、旧鉾田町）
対 象 事 業	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業
適 用 要 件	事業年度内（個人の場合は事業年内）に2,700万円を超える額の対象事業に係る設備（建物及びその附属設備、償却資産）を新設又は増設した場合で、製造業以外の対象事業にあつては、増加雇用者数が15人を超える場合
特 別 措 置 の 内 容	<法人事業税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8 <不動産取得税> 新増設に係る家屋又はその敷地である土地の取得に係る税率を軽減 免除率 9/10 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。 <個人事業税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度1/2→2年度1/4→3年度1/8 <県が課税する固定資産税> 3年間の税率を軽減 免除率 初年度9/10→2年度3/4→3年度1/2
適 用 期 限	令和9年3月31日まで

○ 特別措置の手続き

特別措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、申告書及び必要書類により管轄の県税事務所へ申請してください。申告書の様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>



茨城県地方活力向上地域等における県税の特別措置について

茨城県では、企業の本社機能移転等の促進を図り、安定した良質な雇用を通じて本県への新たな人の流れを生み出すことを目的として、県税の特別措置を設けています。

1 対象者

県内において、本社機能の移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた個人事業者又は法人

2 対象要件

- ①令和10年3月31日までに、知事から本社機能整備に関する計画の認定（※1）を受け、認定後3年以内に対象施設等（※2）を新設又は増設すること。
- ②新設又は増設した対象施設等の取得価額が3,800万円（中小企業者等にあつては1,900万円）以上であること。

※1 計画の認定手続きについては、県政策企画部計画推進課（電話 029-301-2072）にお問い合わせください。

※2 本社機能（事業や業務を管理、統括、運営している業務）を有する事務所、研究開発において重要な役割を担う研究所、人材育成において重要な役割を担う研修所

3 特別措置の内容

（1）対象税目

税 目	内 容
個人事業税 法人事業税	対象施設等の新增設に伴って増加した従業者数の割合（※）に応じて、税率を3年間軽減 ※電気供給業、ガス供給業、倉庫業については、増加固定資産の割合
不動産取得税	対象施設等である家屋又はその敷地である土地の取得（※）に係る税率を免除又は軽減 ※土地については、取得後1年以内にその土地を敷地とする家屋の建設に着手した場合に限る。

（2）免除率

税 目	対象事業者	初年度	2年度	3年度
個人事業税 法人事業税	法認定事業者（※1）	1/2	1/2	1/2
	条例認定事業者（※2）	1/4	1/4	1/4
不動産取得税	法認定事業者	移転型	10/10	—
		拡充型	9/10	—
	条例認定事業者	1/2	—	—

※1 本社機能を地方活力向上地域（法対象地域）に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者

※2 本社機能を法対象外地域に移転又は拡充する事業を行うものとして、知事の認定を受けた事業者

4 特別措置の手続き

特別措置を受けようとする税目に関する申告期限までに、申告書及び必要書類により管轄の県税事務所へ申請してください。申告書の様式については、下記のURLからダウンロードできますのでご利用ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/yoshiki/kurashi/tax/index.html>



5 注意事項

認定を受けた事業者については、県税の特別措置のほか、国が課税する法人税や市町村が課税する固定資産税についても特別措置を受けることができる場合があります。詳しくは、管轄の税務署又は市町村へお問い合わせください。

しんりんこしょうかんきょうぜい 森林湖沼環境税

茨城県の豊かな自然環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成20（2008）年度から森林湖沼環境税を活用し、森林の保全・整備や湖沼・河川の水質保全に努めています。県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

森林湖沼環境税の仕組み

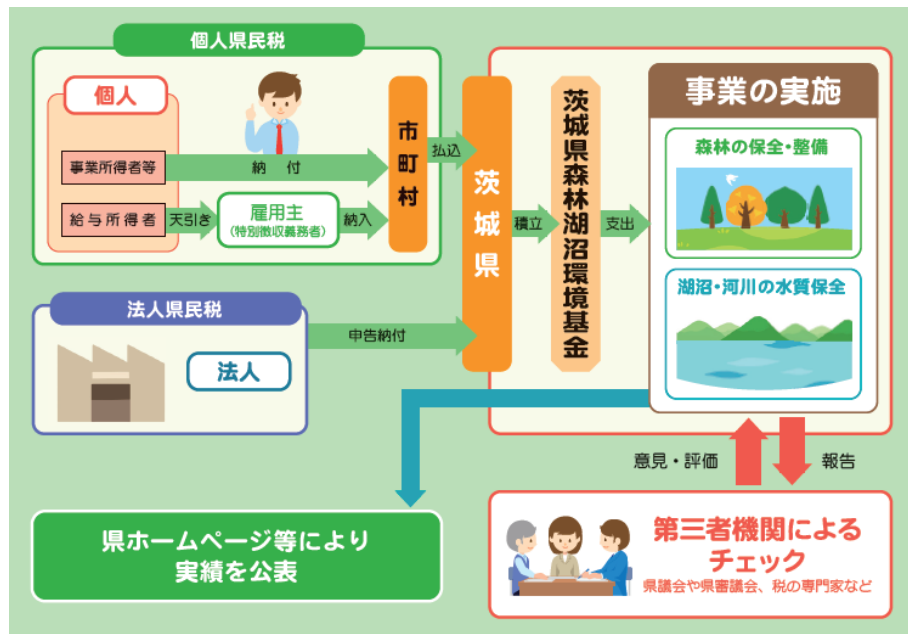
納める人	茨城県内に住所等がある個人※	茨城県内に事務所等がある法人
納める額	1,000円／年	県民税均等割額の10％／年
納める期間	平成20（2008）年度から令和8（2026）年度まで	

※個人県民税均等割を納める人と同じです。

次の方は、個人県民税均等割が課税されないため、森林湖沼環境税も課税されません。

- ① 生活保護法による生活扶助を受けている方
- ② 前年中の合計所得金額が市町村条例で定める金額以下の方
- ③ 前年中の合計所得金額が135万円以下の障害者、未成年者、ひとり親・寡婦の方

納税から事業実施までの流れ



森林湖沼環境税に関するお問い合わせ先

税の仕組みに関すること

県税務課

電話 029-301-2418

税の使いみちに関すること（森林）

県林政課森づくり推進室

電話 029-301-4021

税の使いみちに関すること（湖沼・河川）

県環境対策課水環境室

電話 029-301-2968

専用ホームページはこちら



<https://www.pref.ibaraki.jp/nourinsuisan/rinsei/shinkozei/>



県税に係る社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度について

社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的として、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号〈マイナンバー〉制度が導入され、平成 28 年 1 月 1 日以後に提出すべき申告書・申請書等から個人番号・法人番号の記載が必要となりました。

●個人番号・法人番号とは

個人番号は、12 桁の番号で、住民票を有する国民全員に 1 人 1 つ指定され、各市町村から通知されます。利用範囲は、番号法に規定された社会保障・税・災害対策に関する事務に限定されています。

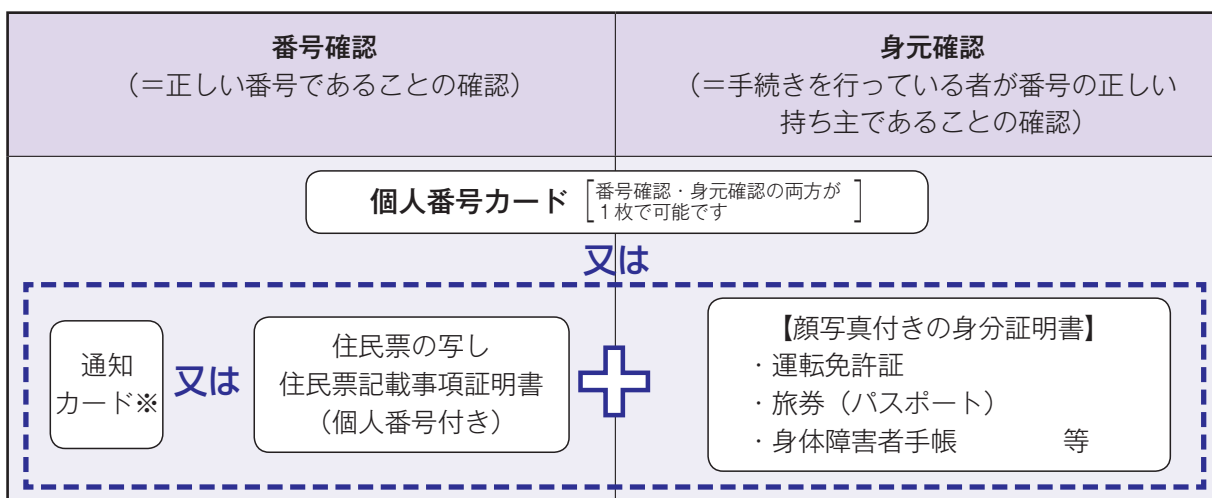
法人番号は、13 桁の番号で、設立登記法人などの法人等（※）に 1 法人 1 つ指定され、国税庁から通知されます。なお、法人の支店や事業所には指定されません。法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

（※） 設立登記法人（株式会社、有限会社、協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、特定非営利活動法人等）のほか、国の機関、地方公共団体、その他の法人や団体などに指定されます。

個人番号を記載した申告書等を提出する際の本人確認（番号確認・身元確認）について

（１）本人が申請する場合

個人番号を記載した申告書等を県税事務所等に提出する際には、番号確認及び身元確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。



※ 氏名、住所等の記載事項が住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、利用可能。

（２）代理人が申請する場合

代理人が個人番号を記載した申告書等を提出する際には、代理権の確認、代理人の身元確認及び本人の番号確認が必要となりますので、以下の書類等をご準備ください。

代理権の確認	代理人の身元確認	本人の番号確認
委任状	代理人の顔写真付きの身分証明書等	・本人の個人番号カード又は通知カード※（写しも可） ・個人番号付きの住民票の写し ・個人番号付きの住民票記載事項証明書（写しも可）

・その他の本人確認の書類等につきましては、県税務課ホームページをご覧ください。

事業主、従業員の皆さまへ



個人住民税の 特別徴収は 事業主の義務です！

茨城県と
県内すべての
市町村から
重要な
お知らせです！

「特別徴収」という名称ですが、特別ではなく「原則」の制度です！！

特別徴収に関する疑問に
お答えします！

- Q：特別徴収にすることでメリットはあるの？
A：従業員が納期の度に納税に出向いたり、支払いの手続きをしたりする手間が省けます。また、月々の給与支払いの際に差し引かれるため、納め忘れのリスクがありません。

- Q：税額の計算方法はどうすればいいの？
A：税額は市町村が計算して通知します。

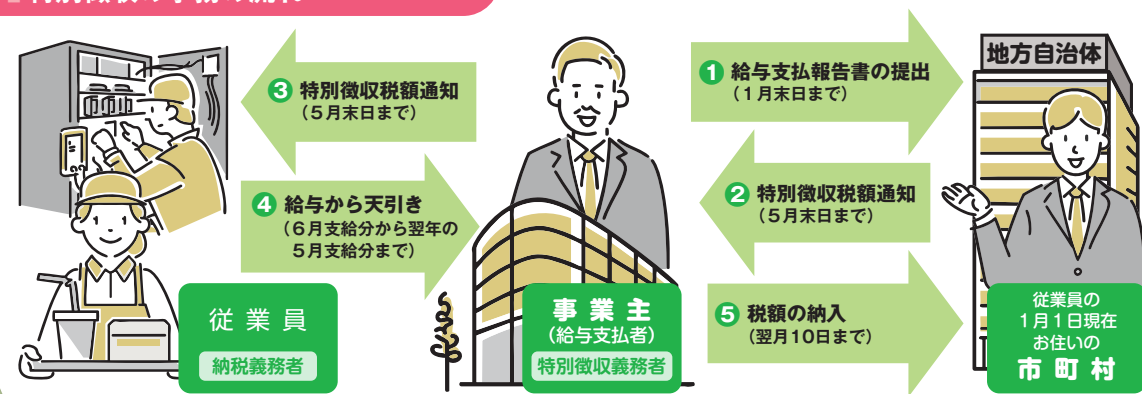
- Q：経営が厳しい場合はどうしたらいいでしょう？

- A：特別徴収は、従業員の給与から天引きする制度なので、経営状況は関係ありません。

- Q：従業員が給与からの天引きを希望していない場合は？

- A：特別徴収は法令上の義務であり、例外として普通徴収が認められる場合（裏面参照）を除き、特別徴収の手続きをお願いします。

特別徴収の事務の流れ



茨城県と県内すべての市町村では、特別徴収の徹底に取り組んでいます。

個人住民税の特別徴収とは

事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引き（給与天引き）し納入する制度です。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主（給与支払者）には、すべての従業員※（納税義務者）の個人住民税を特別徴収することが、法令で義務づけられています（地方税法第321条の3及び4）。

※ ここでいう従業員には、アルバイト、パート、役員等を含みます。

例外として普通徴収が認められる場合

当面、普通徴収※1 が認められるのは、以下の場合に限られます。

（市町村に提出する普通徴収切替理由書に、該当する符号を記載する必要があります。）

- 普A 総従業員数※2 が2人以下
- 普B 他の事業所で特別徴収※3
- 普C 給与が少なく税額が引けない※4
- 普D 給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
- 普E 事業専従者（個人事業主のみ対象）
- 普F 退職者又は退職予定者（5月末日まで）及び休職者※5



※1 特別徴収によらず、従業員（納税義務者）自身が市町村から送付される納税通知書に基づき納付書等で納める方法。納期は原則年4回（6、8、10、1月）。

※2 1月1日現在において給与等の支払を受けている者の人数から、「普B」～「普F」に該当するすべての（他市区町村分を含む）従業員数を差し引いた人数。

※3 「給与支払報告書（個人別明細書）」の乙欄に該当する方の一部などが該当。

※4 年間の給与所得が市町村の条例で定める均等割非課税基準所得以下の方が該当。

※5 育児休業中の方を含む。

eLTAX（エルタックス/電子申告）で手続きができます

eLTAXにより、オンラインで複数の地方公共団体に対して提出・納入することができます。

詳しくは、eLTAX（地方税ポータルシステム）のホームページをご覧ください。



●普通徴収としたい（**上記の要件に該当する**）従業員がいる場合は

- ①「給与支払報告書（個人別明細書）」摘要欄に、該当する符号（「普A」～「普F」）を記入
- ②「普通徴収」欄にチェック

※ ②の手続きがない場合は、原則どおり特別徴収対象者となります。

※ 「普通徴収切替理由書」の提出は不要です。

お問い合わせ先（従業員のお住まいの市町村の税務担当課）

市町村	担当部署名	電話番号	市町村	担当部署名	電話番号	市町村	担当部署名	電話番号
あ 阿見町	税務課	☎029-888-1111	こ 五霞町	町民税務課	☎0280-84-1111	な 那珂市	税務課	☎029-298-1111
い 石岡市	税務課	☎0299-23-1111	さ 境町	税務課	☎0280-81-1300	は 行方市	税務課	☎0299-72-0811
潮来市	税務課	☎0299-63-1111	桜川市	税務課	☎0296-58-5111	は 坂東市	課税課	☎0297-35-2121
稲敷市	税務課	☎029-892-2000	し 下妻市	税務課	☎0296-43-8192	ひ 日立市	市民税課	☎0294-22-3111
茨城県	税務課	☎029-292-1111	常総市	課税課	☎0297-23-2111	常陸太田市	税務課	☎0294-72-3111
う 牛久市	税務課	☎029-873-2111	城里町	税務課	☎029-288-3111	常陸大宮市	税務徴収課	☎0295-52-1111
お 大洗町	税務課	☎029-267-5111	た 大子町	税務課	☎0295-72-1116	ひたちなか市	市民税課	☎029-273-0111
小美玉市	税務課	☎0299-48-1111	高萩市	税務課	☎0293-23-2115	ほ 鉾田市	税務課	☎0291-33-2111
か 笠間市	税務課	☎0296-77-1101	ち 筑西市	市民税課	☎0296-24-2111	み 水戸市	市民税課	☎029-224-1111
鹿嶋市	税務課	☎0299-82-2911	つ くば市	市民税課	☎029-883-1111	美浦村	税務課	☎029-885-0340
かずみがうら市	税務課	☎0299-59-2111	つくばみらい市	税務課	☎0297-58-2111	も 守谷市	税務課	☎0297-45-1111
神栖市	課税課	☎0299-90-1134	土浦市	課税課	☎029-826-1111	や 八千代町	税務課	☎0296-48-1111
河内町	税務課	☎0297-84-2111	と 東海村	税務課	☎029-282-1711	ゆ 結城市	税務課	☎0296-32-1111
き 北茨城市	税務課	☎0293-43-1111	取手市	課税課	☎0297-74-2141	り 龍ヶ崎市	税務課	☎0297-64-1111
こ 古河市	市民税課	☎0280-22-5111	利根町	税務課	☎0297-68-2211			

令和7年12月 茨城県総務部税務課・市町村課 作成